平成２３年（フ）第２４６号
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台１丁目２番地71
債務者　尾藤　浩文
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４８号
兵庫県宝塚市小林５丁目４番24―304号
債務者　川越　久子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９６号
広島県福山市駅家町大字万能倉566番地１
メイユール301、旧住所広島県福山市奈良津町１丁目19番１－５号
債務者　高橋　孝治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２３号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分1174番地５
債務者　大橋　貴江
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３１号
広島県福山市松永町５丁目20番３―501号松栄コーポ、旧住所広島県福山市松永町２丁目10番39―４号
債務者　松若　一也
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３２号
広島県福山市松永町５丁目20番３―501号松栄コーポ、旧住所広島県福山市松永町２丁目10番39―４号
債務者　松若千恵美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３６号
広島県福山市山手町1873番地
債務者　津田　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４３号
広島県福山市神辺町字道上1085番地１、旧住所奈良県宇陀市大字陀岩清水1168番地３
債務者　浦岡　博一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５２号
広島県府中市中須町290番地２
債務者　唐川　成裕
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８３号
徳島県徳島市北島田町３丁目53番地の４
債務者　木村　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９号
山口県岩国市砂山町１丁目２番22号
債務者　村井　健彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４４号
山口県岩国市周東町西長野2287番地５
債務者　出口　正昭
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５５号
山口県岩国市昭和町２丁目１番18号　６号
債務者　森田　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３２８号
名古屋市緑区徳重５丁目411番地　メゾングリーンイースト203号
債務者　豊田純一郎
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７１号
名古屋市昭和区塩付通７丁目16番地の２
フォレストＫＩ207号
債務者　田村　　学
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２号
兵庫県篠山市井ノ上178番地
債務者　松浦　幸惠
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
兵庫県篠山市大山下1236番地２
債務者　雪岡　真澄
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係